

医療法人財団 華林会 訪問介護事業所 かりん  
**重 要 事 項 説 明 書**

**1 【事業の目的】**

医療法人財団華林会が、実施する訪問介護事業所 かりん（以下、訪問介護事業所）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態」という）になった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行う事により、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立（律）したその人らしい日常生活を営むことが、出来るように支援することを目的とします。

**2 【運営の方針】**

本事業の運営方針は以下のとおりとします。

- 1) 訪問介護事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に質するようその目標を設定し計画的に行うものとします。
- 2) 事業所自らその提供に当たっては訪問介護の質の評価を行い常にその改善を図るものとします。
- 3) 訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
- 4) 訪問介護の提供に当たる従業者は、指定訪問介護の提供に当たっては懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように、説明を行います。
- 5) 訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- 6) 訪問介護は常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の把握に努め、利用者及びその家族に対し適切なサービス提供及び助言を行います。
- 7) 訪問介護の実施に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は、調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにします。
- 8) 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒みません。

2 実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めます。

**3 【事業所の名称等】**

事業所の設置・経営主体は、次のとおりとします。

法人名	医療法人財団 華林会
法人所在地	福岡市西区戸切2丁目14-45
代表者名	菊池 仁志
電話番号	092-811-3331

事業所名称及び所在地、利用定員等は次のとおりとします。

事業所名	訪問介護事業所 かりん
所在地	福岡市西区戸切2丁目13-27
電話番号、FAX	TEL 092-811-3111 FAX 092-811-3110
介護保険事業所番号	4071202867
サービス種類	介護予防型訪問サービス・訪問介護
サービス提供地域	福岡市西区戸切2丁目

**4 【事業所の職員体制及び職務内容】**

事業所に勤務する従業員の職種・員数・職務内容は次のとおりとします。

職種	人員	勤務体制	職務内容
管理者	1名	常勤	従業員の管理及び業務の管理
サービス提供責任者	1名以上		訪問介護計画書作成及び説明
			訪問介護の利用の調整 訪問介護員等に対する技術指導、教育 サービス内容の管理 訪問介護の提供等
訪問介護員	6名以上	訪問介護の提供等	

## 5 【営業日及び営業時間】

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- 1) 営業日 月曜日～土曜日
- 2) 営業時間 8：30～17：00（平日）～12：30（土曜日）
- 3) 訪問介護サービス提供日 年中無休
- 4) 訪問介護サービス提供時間 午前 6：00～午後 10：00

## 6 【訪問介護の内容】

訪問介護の内容は、次のとおりとします。

- 1) 訪問介護の内容は、①身体介護（入浴・排せつ・食事等の介護）、②生活援助（調理・洗濯・掃除の家事）とします。
- 2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下の事を遵守するものとします。
  - 1) あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に質すると認められる重要事項を記した文書を公布して説明を行い同意を得て提供を開始します。
  - 2) 利用者の介護保険認定の有無や有効期間を確認にします。又、認定審査会意見を配慮します。
  - 3) 前項第1号の訪問介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。  
既に居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った訪問介護計画を作成し、当該利用者にも公布します。
- 3 「訪問介護計画」「介護予防訪問介護計画」は、利用者のQOLの為、一定期間評価し見直しを行っていきます。
- 4 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒みません。

## 7 【訪問介護の利用料その他の費用】

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスである時は負担割合証による負担割合分となります。

- 2 前項に定めるものの他、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとします。
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いを同意する旨の文書に署名を受けることとします。
- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けた時は、サービスの内容・金額を記載した領収書(法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付します。
- 5 その他の費用について  
通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において、指定訪問介護を行う場合は、予め利用者又はその家族に対し、提供するサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。その詳細は次のとおりとします。

移動手段	徴収する交通費
公共交通機関	実費
自動車	片道 10キロ以上 500円

- 6 事業所の訪問介護料費で利用者にお支払いただく負担金は下記のとおりです。
  - 1) 初回のサービス提供責任者のサービス(又は同行)は200単位を戴きます。
  - 2) 「生活機能向上連携加算Ⅱ」として訪問リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に利用者宅を訪問し、両者の共同により訪問介護計画を作成した場合200単位を戴きます。

### <訪問介護利用料>

- 1) 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- 2) 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなくお客様の居宅サービス計画(ケアプラン)で定められた時間を基準とします。
- 3) やむを得ない事情で、且つご利用者様の同意を得て従業者2人以上で訪問した場合は、2人分の料金を頂きます。

\*介護料金・介護処遇改善加算に関しては、別紙のとおりご参照ください。

## 8 【サービス利用に当たっての留意事項】

利用者が事業所の提供するサービスを受けるにあたっての留意事項は次の通りとします。

- 1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状態等に変化が見られた時は、速やかに事業所の職員に連絡してください。
- 2 事業所は、介護の実施に際し居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医・保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し以下の場合には必要な情報を提供します。
  - 1) 利用者がサービス変更を希望しそれが適切と判断される場合
  - 2) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断される場合
    - ①居宅基準第9条に定める要定員を超える場合
    - ②通常の事業の実施地域外である場合
    - ③利用者が正当な理由が無く、指定訪問介護の利用に関する指示に従わない為サービス提供できない場合
    - ④その他正当な理由により受け入れられないと判断した時
- 3 事業所は、前項の2)の③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させる恐れがある時及び利用者には不正な受給がある時等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）に通知することとします。
- 4 居宅基準第18条により、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事業所は当該介護職員等に身分を明らかにする証書や名札等を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示するよう指導します。

## 9 【秘密保持】

事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- 2 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為退職後においても、これらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約の内容とします。
- 3 事業所は、利用者の家族又はその家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

## 10 【虐待・身体拘束の防止に関する措置】

事業所は、人権の庇護や、身体抑制防止のため「身体拘束マニュアル」に沿い職員の教育、研修を行ない、心より人間の尊厳の遵守に努めます。

## 11 【衛生管理対策】

事業所は、「衛生管理マニュアル」に沿い「衛生管理」の教育・研修等を行い職員に周知徹底を行います。

- 2 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な処置を講じるとともに、職員については、適宜に健康診断を実施します。

## 12 【苦情処理】

利用者やその家族からの苦情等に迅速にかつ適切に対応する為に、事業所に「ご意見箱」を設置します。苦情が生じた場合は、直ちに、相手方に連絡を取り詳しい事情を把握すると共に、組織として検討し、必ず具体的な対応を行い、必要時は開示します。又、苦情記録その対応についての記録は5年間保管し、職員の教育に生かし、再発を防ぎます。（「苦情対応マニュアル」参照）

お客様相談・苦情窓口	苦情責任者	訪問介護事業所 かりん 責任者
	ご利用時間	24時間
	電話/FAX	TEL 092-811-3111 FAX 092-811-3110

●公的機関においても、苦情の申し出が出来ます

西区役所 福祉・介護保険課	所在地	福岡市西区内浜1丁目4番1号
	電話番号	092-881-2131
	対応時間	9:00~17:00（月～金）
福岡県国民保険課 保険団体連合会 介護サービス相談窓口	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092-642-7859
	対応時間	9:00~17:00（月～金）

## 13 【緊急時又は事故発生時の対応】

### （緊急時の対応）

事業所は、サービスの提供を行っている際に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要時、家族、身元引受人へ連絡すると共に速やかに主治医に連絡を取る等適切な措置を講じます。サービス付き高齢者向け住宅「かりん」入居者様に関しては、同時に施設長に報告します。

### （事故発生時の対応）

- 1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、利用者の家族又は身元引受人並びに福岡市及び関係各機関に連絡し必要な措置を講じます。  
\*連絡・報告は福岡市の「介護サービス事故に係わる報告要領」により行います。
- 2) 事業所は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地震等不可抗力により場合を除き、速やかに誠意を持って対応します。
- 3) 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録すると共に、事故発生の原因を解明し再発防止の対策を講じ、記録は5年間保存します。  
（「事故発生時の対応マニュアル」参照）

## 14 【非常災害対策】

事業所及びその事業者は、地震・火災等の非常災害に際して利用者の安全確保を最優先した避難誘導の措置を取るものとします。別途定める「防災・災害マニュアル」により対応します。

- 2 火災等を想定した消防避難訓練を利用者にも参加して戴き実施していきます。

## 15 【利益供与の禁止】

サービス提供者に対する贈り物や飲食物、金銭のもてなしはご遠慮させて戴きます。

## 16 【介護サービス提供の記録】

- 1) 事業所は、サービスを提供した際には、予め定められた「サービス実施報告書」等の書面に、提供したサービス内容等を記録し、利用者にも交付します。
- 2) 事業所は、前項にある記録類は、5年間はこれを適正に保存し利用者等の求めに応じて閲覧に、共します。

## 17 【キャンセル】

利用者がサービスの提供の利用を中止する際は、事務所まで連絡してください。

## 18 【職員の教育】

職員が社会人・職業人としての倫理・規律をもち、安全で質の高い介護を提供できるよう職員を育成します。又、スキルアップをし、生涯学んでいくという姿勢を持ち、仕事に誇りを持って従事できるよう支援していきます。

- 2 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るため、教育、研修を行います。

## 19 【その他運営に関する事項】

- 1) この規定の概要に係る事項については、「重要事項」として事業所内の見やすい場所に掲示します。
- 2) 都道府県及び市区町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下「都道府県等」という)からの、物件提出の求めや質問・助言に従って必要な改善を行います。  
又、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告します。
- 3) 第三者委員会の評価は受けていません。

（附則）

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

## 訪問介護利用料金表

### <介護予防型訪問サービス利用料>

(一ヶ月あたり)

1 単位 = 10.70円

区分		要支援 1.2		要支援2
		訪問型独自サービス I	訪問型独自サービス II	訪問型独自サービス III
	単位	1,176単位	2,349単位	3,727単位
	金額 (1割)	1,254円	2,506円	3,975円
	(2割)	2,508円	5,012円	7,950円
	(3割)	3,762円	7,518円	11,925円
同一建物減算		上記金額の15%減		
介護職員等処遇改善加算 (I)		28.7%		

### <訪問介護利用料>

1 単位 = 10.70円

区分		身 体 中 心					生 活 中 心	
		身体介護0	身体介護1	身体介護2	身体介護3	身体介護4	生活援助2	生活援助3
	単位	163単位	244単位	387単位	649単位	731単位	179単位	220単位
	金額 (1割)	174円	261円	414円	694円	782円	192円	235円
	(2割)	349円	522円	828円	1389円	1564円	383円	471円
	(3割)	523円	783円	1242円	2083円	2347円	575円	706円
特定事業所加算 (I)		上記金額の20%増						
同一建物減算		上記金額の15%減						
介護職員等処遇改善加算 (I)		28.7%						

R8.6月より施行